

各教育・保育給付認定保護者の皆様

社会福祉法人中筋保育園
中筋幼稚園

令和4年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和4年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各教育・保育給付認定保護者について、「本園に係る各教育・保育給付認定子どもの公定価格の額（別紙参照）から、各教育・保育給付認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

（参考）「法定代理受領」の通知の法的位置付け

・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく施設型給付等については、教育・保育給付認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています（この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます）。

・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないこととなっているため、このたび令和4年度の実績を御報告するものです。

（あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません）

2023年7月20日

綾部市福祉保健部 子育て支援課長

令和4年度公定価格の額について

貴施設（事業）における令和4年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各教育・保育給付認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いいたします。

（※）子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」（平成26年4月30日内閣府令第39号）第14条第1項 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けた場合は、教育・保育給付認定保護者に対し、当該教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならないことになっていきます。

（単位：円）

認定区分	年齢区分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
教育（1号）認定	3歳児	130,990	128,770	126,850	127,370	127,370	129,320	130,500	125,460	126,930	126,930	126,930	126,760	
	4歳児以上	122,790	120,570	118,650	119,170	119,170	121,120	122,300	117,260	118,730	118,730	118,730	118,560	
保育（2号、3号）認定	短時間 標準時間	0歳児	186,840	186,840	186,810	186,840	183,130	186,750	188,590	188,680	188,620	188,590	188,590	191,440
			191,120	191,120	191,090	191,120	187,320	191,030	192,870	192,960	192,900	192,870	192,870	195,720
	短時間 標準時間	1、2歳児	107,060	107,060	107,030	107,060	104,940	106,970	108,810	108,900	108,840	108,810	108,810	111,660
			111,340	111,340	111,310	111,340	109,140	111,250	113,090	113,180	113,120	113,090	113,090	115,940
	短時間 標準時間	3歳児	52,310	52,310	52,280	52,310	51,470	52,220	54,060	54,150	54,090	54,060	54,060	56,910
			56,400	56,400	56,370	56,400	55,480	56,310	58,150	58,240	58,180	58,150	58,150	61,000
短時間 標準時間	4、5歳児	44,470	44,470	44,440	44,470	43,780	44,380	46,220	46,310	46,250	46,220	46,220	49,070	
		48,560	48,560	48,530	48,560	47,790	48,470	50,310	50,400	50,340	50,310	50,310	53,160	

*上記は、月を過ぎて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍日数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。